後期高齢者医療被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 更新します

◇後期高齢者医療被保険者証
⇓変更のあった方のみ新保険証を送付

後期高齢者医療制度に該当する方が医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担割合は、1割または3割です。負担割合の見直しは、毎年、前年中の所得状況を基に行い、8月1日から適用しています。

見直しの結果、一部負担割合等が変更になった方には、7月下旬に新しい負担割合等を記入した被保険者証（保険証）をお送りしました。8月以降、医療機関には新しい保険証を提示してください。古い保険証は、同封した返信用封筒に入れて、必ずご返送ください。

なお、新しい被保険者証が送られない方は、一部負担割合等に変更はありませんので、現在お持ちの保険証を、そのまま使用してください。

◇国民健康保険高齢受給者証
⇓全員に新受給者証を送付

国民健康保険に加入している70歳以上の方に交付している「高齢受給者証」の有効期限は、毎年7月31日です。市では、対象の方全員に新しい受給者証を7月下旬にお送りしましたので、8月1日以降、医療機関の窓口には新しい受給者証を提示してください。窓口で支払う医療費の負担割合は2割（平成21年3月31日までは1割）または3割です。負担割合は、後期高齢者医療制度と同様、前年中の所得状況により見直しを行っており、その結果変更が生じた方の受給者証には、新しい負担割合等が記載されています。

◇住民税非課税世帯の入院時食事代など軽減します

後期高齢者医療制度または国民健康保険に加入している住民税非課税世帯の方は、**申請により**「標準負担額減額認定証」の交付を受けると、入院時の食事代等が軽減されます。なお、すでに同認定証の交付を受けている方も更新手続きが必要です。

世帯内に住民税の申告をしていない方がいると軽減措置を受けられませんので、必ず申告してください。

問　保険年金課（後期高齢者医療被保険者証に関すること＝高齢者医療担当☎235・4595、高齢受給者証に関すること＝国保担当☎235・4594）。

平成21年度採用 市職員を募集

▼消防職　(1)身体的要件　裸眼視力または矯正視力が両眼ともに0.6以上で、色覚異常がないこと　(2)年齢要件　上級＝昭和58年4月2日～62年4月1日に生まれた方　初級＝昭和62年4月2日～平成3年4月1日に生まれた方

▽受験案内および申込用紙の配布

▼期間　8月1日㈮～22日㈮の平日8時30分～17時30分　▼場所　市役所職員課

▽願書受付　▼日時　8月29日㈮9時～12時、13時～17時、8月30日㈯9時～12時　▼場所　市役所附属棟A会議室

▽試験日

▼一般事務職・技術職　**第1次試験**　教養・適性試験（技術職は教養・専門試験。いずれも高校卒業程度）を10月19日㈰、市役所会議室で実施　**第2次試験**　第1次試験合格者を対象に11月上旬を予定　**第3次試験**　第2次試験合格者を対象に11月下旬を予定　**第4次試験**　第3次試験合格者を対象に12月中旬を予定

▼消防職　**第1次試験（体力試験）**　9月10日㈬または11日㈭（受付時に指定）、海老名運動公園総合体育館で実施　**第2次試験**　第1次試験合格者を対象に教養・適性試験（上級＝大学卒業程度、初級＝高校卒業程度）を10月19日㈰に実施　**第3次試験**　第2次試験合格者を対象に11月上旬を予定　**第4次試験**　第3次試験合格者を対象に11月下旬を予定　**第5次試験**　第4次試験合格者を対象に12月中旬を予定。

※複数の職種の併願はできません。

問　職員課（☎235・4502）。

▽職種・人数　一般事務職（初級）および技術職・土木（初級）＝若干名、消防職（上級・初級）＝若干名

▽受験資格

▼一般事務職・技術職　昭和62年4月2日～平成3年4月1日に生まれた方

※技術職は、土木技術に関する専門課程を卒業または平成21年3月に卒業見込みの方

第23回市民音楽祭を開催♪

市内で活動する音楽団体による手作りの祭典・第23回海老名市民音楽祭を、「音との出会い　心のふれあい」をテーマに開催します。邦楽・合唱・器楽の3ジャンル、22団体が出演します。ぜひご来場ください（入場無料）。

▽日時　9月7日㈰11時30分開場、12時開演　▽会場　文化会館大ホール。

※最後に音楽祭讃歌「歌い続けよう」を会場のみなさんと大合唱します。

問　文化スポーツ課（☎235・4797）。

みどり豊かなまちづくりを 緑化奨励制度のお知らせ

緑は大気の浄化や酸素の供給、うるおいのある景観の創造など、私たちの生活に欠かせないものです。地球環境改善への関心が高まる中、市では、貴重な緑を「まもる・つくる・育てる」ため、各種緑化事業を進めています。市民のみなさんも、緑豊かな住み良いまちづくりにご協力をお願いします。

自然緑地保全区域等奨励制度

市では、市環境保全条例に基づき、自然緑地保全区域や自然緑地保存樹木の指定を、地権者の方の協力を得て行っています。

①自然緑地保全区域
面積が500平方㍍以上の樹林地を指定し、所有者等に奨励金を交付しています。

②自然緑地保存樹木
幹の回りが1.5㍍など一定の条件を満たす樹木を自然緑地保存樹木として指定し、所有者等には奨励金を交付しています

生垣奨励制度

住宅地の緑を増やすため、生垣に対する奨励制度を設けています。生垣は都市景観上からも美しく、また、地震などの災害時に倒壊の危険がありません。塀の改修の際は、生垣を検討してみてはいかがでしょうか。

①生垣設置
住宅地に新たに生垣を設置または植え替えをする方で、一定の条件を満たす場合、所有者等の方に奨励金を交付しています。

②保存生垣
既存の生垣で、樹種等一定の条件を満たすものを保存生垣とし、奨励金を交付しています。

問　公園緑地課（☎235・9489）。

自然緑地保全区域等指定制度

制度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること	幹回り（地上から1.5mの高さ）が1.5m以上、高さが3m以上あり、健全で美観に優れている樹木
指定期間	5年間（所有者等の同意により、指定の更新もできます）	
奨励金額（年額）	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1500円を加算した額	樹木1本につき4000円。並木の場合は、1本につき1000円
平成20年6月末の状況	約18.5万㎡を指定済み	樹木168本、並木16本を指定済み

生垣設置等奨励制度

制度	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	①住宅用地で公道等（幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む）に接する生垣の長さが5m以上であること＝図1参照 ②樹高90cm以上で、植栽本数は1mにつき3本以上を原則とする ③樹木の種類は、市長が推奨するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイビャクシン類を除く ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること＝図2参照 ※詳しくはお問い合わせください	①左の要件を満たすもので、生垣を設置後、5年以上経過していること ②指定期間は5年（必要に応じて指定期間を1回更新可）
奨励金額	1mにつき5000円（1mに満たない端数は切り捨て）。ただし、当該年度中、同一敷地内における最高限度額は15万円	1mにつき400円（1mに満たない端数は切り捨て）。ただし、年度途中に指定を受けた場合で指定期間が6カ月に満たないときは、奨励金の額の2分の1とする
手続き方法等	設置する前に市公園緑地課へ申請してください	市公園緑地課へ申請してください
平成20年6月末の状況	28m設置済み	3247m指定済み

図1　合計で5m以上

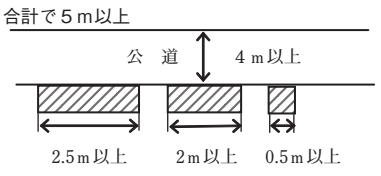

図2　樹木の高さは90cm以上、土台は65cm以下

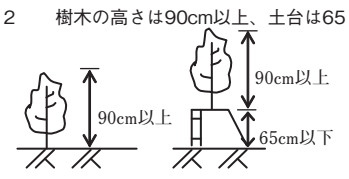

♪第23回海老名市民音楽祭　出演団体♪

時間	団体名	ジャンル
12時～	混声合唱団　風雅	合唱
	レーベンフロイデ合唱団	合唱
	男声アンサンブル　Traum	合唱
	海老名市民吹奏楽団	器楽
13時～	フラメンコギター☆ロス・アミーゴス	器楽
	ビナニ曲こぐぶんじ	邦楽
	邦楽ぐるーぷ〝扇〟	邦楽
	ういんど・えびな	邦楽
	コールにしき	合唱
14時～	コール　サルヴィア	合唱
	しらかしの会	合唱
	tri-NADA	器楽
	ウクレレ・オハナ	器楽
	由香和会	邦楽
15時～	尺八静山会	邦楽
	竹の会	邦楽
	アミーチ・デッラ・カンツォーネ	合唱
	海老名混声合唱団　海西	合唱
	すおなーれ	合唱
16時～	海老名コカリナの風アンサンブル&森の音色	器楽
	海老名二胡の会	器楽
	県央アコーディオンサークル	器楽
	☆全員合唱☆「歌い続けよう」	全員合唱

＊時間は予定です。進行状況で前後する場合があります